

# 平成30年9月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

平成30年10月17日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	(欠員)	
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	福 田 多 肥
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

## 議事日程

第1	議案第36号	川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例	産業建設文教委員長報告
第2	認定第1号	平成29年度川棚町一般会計決算認定	決算審査特別委員長報告
第3	認定第2号	平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定	同上
第4	認定第3号	平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定	同上
第5	認定第4号	平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定	同上
第6	認定第5号	平成29年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定	同上
第7	認定第6号	平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定	同上
第8	認定第7号	平成29年度川棚町水道事業会計決算認定	同上
第9		産業建設文教委員会視察調査報告	産業建設文教委員長
第10		議員派遣の件	

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は 1 3 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** 日程第 1、議案第 3 6 号「川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例」を議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

**産業建設文教委員長** おはようございます。川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例につきましては、産業建設文教委員会に付託され、審査を行いました。10月10日付で川棚町議会議長あてに報告書を提出しておりますので、報告書を読み上げまして報告といたします。

平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日。川棚町議会議長初手安幸様。産業建設文教委員長小谷龍一郎。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記。事件の番号、議案第 3 6 号。件名、川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例。審査の結果、原案可決すべきものと決定。

産業建設文教委員会審査報告。

議案第 3 6 号「川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例」について、産業建設文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

( 1 ) 審査期日。平成 3 0 年 9 月 2 7 日、1 0 月 5 日。

( 2 ) 審査場所。第 2 委員会室。

( 3 ) 出席者。委員全員、議長、事務局書記。

( 4 ) 説明者。建設課長。

2. 審査内容。

説明者に対する主な質疑と答弁。

質疑：土砂災害警戒区域が 3 1 2 箇所指定されたとあるが、この対策を

町がやっていくのか。

答弁：町が積極的に事業を進めるのではなく、地元関係者からの要望・同意があった場合に対策工事を実施し、そのときの受益者負担金を定めるものである。

質疑：急傾斜地崩壊防止施設が設置される土地を寄付するとあるが、その範囲は。

答弁：原則は工事の施工範囲となっている。斜面の下に側溝が必要となればその範囲までとなる。

質疑：県事業の場合は公共関連とその他とに負担率を区分けされているが、町の事業の場合は区分けされていないのは何故か。

答弁：町が事業を行う場合の負担割合は、公共関連でもその他でも同じ負担割合となっているため区分けをしていない。原則としては、町の負担割合に対して受益者の負担割合は半分となっているが、金額が大きくなるために負担の緩和を図っている。

質疑：この条例に該当しない災害が発生した場合も、この負担割合を適用するのか。

答弁：個人所有地であれば個人が復旧することが原則なので、この条例で対応するものではない。

### 3. 討議の主な内容。

・今回は急傾斜地崩壊対策防止についてであって、一般災害については定められていない。

・新たに312箇所の土砂災害警戒区域が指定された。その対策に対する条例は必要である。

・地区要望等でも出されている箇所があると思われるので、条例で定めることは必要である。

### 4. 討論。

反対討論 なし。

賛成討論 各地の豪雨災害等を考えると、本町でも急傾斜地崩壊対策は対応していかなければいけない事業である。事業に対する受益者負担率を条例で定めることは必要と考えられるため賛成する。

### 5. 審査の結果。

議案第36号「川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例」については、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

6. 委員会の意見。

・この事業に関する相談があった場合は、積極的に取り組む体制を構築されたい。

・土砂災害警戒区域の指定箇所については、まだ認知度が低いと思われる。これを機に再度危険箇所の意識付けをしてもらいたい。

以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで産業建設文教委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第36号「川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例」に対し討論を行います。委員長の報告は原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決定することに、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものと決定です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第36号「川棚町急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:07)

**議 長** 次に日程第2、認定第1号「平成29年度川棚町一般会計決算認定」から日程第8、認定第7号「平成29年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

**決算審査特別委員会委員長** 皆様おはようございます。決算審査特別委員会付託審査報告を行います。

本委員会に付託されました平成29年度の各会計決算などにつきましては、分科会方式を採用し、審査を終了しております。その結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書にて議長あてに報告書を提出をしており、お手元に配布されているものであります。その報告書を読み上げ、報告といたします。

平成30年10月15日。川棚町議会議長初手安幸様。決算審査特別委員会委員長堀田一徳。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記、事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号、平成29年度川棚町一般会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第2号、平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第3号、平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第4号、平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第5号、平成29年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第6号、平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定、認定

すべきものと決定。

認定第7号、平成29年度川棚町水道事業会計決算認定、認定すべきものと決定。次ページを開いてください。

決算審査特別委員会審査報告。

認定第1号「平成29年度川棚町一般会計決算認定」から、認定第7号「平成29年度川棚町水道事業会計決算認定」の決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

#### 1. 審査の経過。

(1) 2分科会方式で審査を行い、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日（分科会）。平成30年10月1日、2日、3日、5日、9日、10日。（特別委員会）平成30年10月11日、15日。

(3) 審査場所。第1委員会室、第2委員会室及び現地。

(4) 出席者（分科会）。委員全員、議長、事務局長、事務局書記、教育長、会計管理者、各担当課長、次長、室長、各担当係長。（特別委員会）委員全員、議長、事務局長。

#### 2. 審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 決算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑：滞納整理支援システムで不納欠損処理が簡単にできるのか。

答弁：滞納者に関するデータ入力が簡素化され、滞納処分等がスピーディーにできるようになった。不納欠損処理ができるようになったわけではない。

質疑：すこやか長寿券の利用が少ないが。

答弁：対象者は4,390人、配布枚数8,780枚で、利用率は25.3%である。平成30年度より、利用期間を9ヶ月から12ヶ月に延長した。

質疑：下水道区域外の合併処理浄化槽の設置状況は。

答弁：平成29年11月現在で989世帯のうち628世帯が設置されている。

(以上質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)

質疑：肥育農家経営の安定を図るためのマルキン事業とは。

答弁：肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回ったときに、差額の8割を肥育牛補填金として交付し、経営を安定させるための事業である。

質疑：旅行事業者モニターツアーと旅行会社への営業強化を行った成果は。

答弁：修学旅行の宿泊先として、くじゃく荘の利用が増加している。ツアーコースに片島公園と虚空蔵山が組み込まれるなどの成果が出てきている。

質疑：就学援助費及び就学奨励費の中で、新入学学用品の平成30年度対象者は何名いたのか。

答弁：平成29年度の予算で、平成30年度分の対象者小学校7名、中学校19名に支給された。

(以上質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)

以上で質疑を終了し、討論、採決を行った。

### 3. 審査の結果。

(1) 認定第1号「平成29年度川棚町一般会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論(要旨)。管理者は、適正な人員配置や業務量、メンタルヘルス等十分に気を配り、公共機関として、町民の要望に応えられるよう職員の働き方を管理すべきとして反対する。

賛成討論(要旨)。厳しい財政状況の中、各種政策を確実に推進され、適正な予算執行がされたと判断し賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論(要旨)。国に対して国庫負担率を50%に戻すことを要請すべきとして反対する。

賛成討論(要旨)。安心して医療を受けるために必要な制度である。町民の健康を支える決算状況であり賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論(要旨)。健康で長生きすることを応援するような後期高齢者医療保険の制度こそ必要である。高齢者に大きな負担をもたらしているので反対する。

賛成討論(要旨)。高齢者が安心して医療を受けるために必要な制度であり、決算状況も適切であるので賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論(要旨)。払える保険料、利用料にすべきとして反対する。

賛成討論(要旨)。介護予防事業等にも積極的に取り組まれた決算状況であるので賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号「平成29年度川棚町水道事業会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

#### 4. 委員会の意見。

①職員の時間外勤務及び臨時職員の雇用については、全庁的な実態の把握に努めるとともに、適正な労務管理に努められたい。

②光ブロードバンド事業は、赤字が続いており黒字化を図られたい。

③婚活イベントは、内容の見直しを検討されたい。

④乳幼児おむつ用ごみ袋は、大きい袋に変えるよう検討されたい。

⑤合併処理浄化槽の未設置世帯に設置を推進されたい。

⑥肥育農家の経営安定を図るために、素牛導入に対する支援策を検討されたい。

⑦地区要望の環境整備に対しては、誠意を持って対応されたい。

⑧社会資本整備総合交付金事業（町道東臨港線、町道上組西部線、町道中倉線）、百津地区埋立地緑地整備及び基幹農道川棚西部地区においては、当初計画よりも大幅に遅れている。早期の完成を目指し、今後も工事の推進に努められたい。

⑨学校の学習環境整備については、児童・生徒の学習意欲の向上につながるよう努められたい。

⑩観光事業については一定の成果が上がっている。さらなる交流人口の拡大に努められたい。

以上、報告といたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで委員長の報告に対する質疑を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、1件ごとに討論、採決を行います。

最初に、認定第1号「平成29年度川棚町一般会計決算認定」について討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番 久 保 田** 久保田です。認定第1号「平成29年度川棚町一般会計決算認定」に対する反対討論を行います。

2款総務費の中の職員の任命状況を見ると、退職者5名、その中には自己都合退職の方がおられます。何十年も働いてきた職員の中途退職は、町にとっても大きな損失と言えるでしょう。

また、成果報告書には見えていませんが、民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者を雇用しなけ

ればならないという法律が2016年に施行されました。この法律では43.5人以上の規模の機関では、2.3%の人を常時雇用することが義務付けられていますが、果たされていません。

行政改革により人員が削減され、仕事の内容は多岐にわたり、住民からの要望も多く、早急な対応が必要となる中で、管理者は適正な人員配置や業務量、メンタルヘルスなど十分に気を配り、公共機関の役目として民間の規範になるよう、職員の働き方を管理すべきです。

そして、8款土木費のダム対策費については、成果報告書には起業者の内容から把握している状況を記載しているという行政の説明から見てとれるとおり、もはや本町の事業ではないと思われます。居住している家屋を壊してまでダム建設を進めた事例はありません。今、住んでおられる住民の方を苦しめるだけのダム事業から撤退すべきとして、認定第1号「川棚町一般会計決算認定」の反対討論とします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

**1 番 山 口** 1番、山口でございます。「平成29年度一般会計決算認定」に対する賛成討論を行います。

一般会計については、ある特定の分野を取り上げ、論争するものではなく、町全体の施策をトータル的に判断し、論争すべきものであると考えております。平成29年度一般会計決算は厳しい財政状況の中、少子高齢化に対応し、子育て支援、高齢者の福祉事業をはじめ、各種政策を確実に推進され、歳入、歳出差引残額約1億2,800万円のいわゆる黒字決算となっており、適正な予算執行がされたと判断し、賛成いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 賛成者の発言はありますか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

す。

これから、認定第1号「平成29年度川棚町一般会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** はい。起立多数です。したがって、認定第1号「平成29年度川棚町一般会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(10:25)

**議 長** 次に、認定第2号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4番久保田** 久保田です。認定第2号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」に対する反対討論を行います。

現在の国民健康保険は1961年、昭和36年に皆医療保険、つまり国民全員が何らかの医療保険に加入することを義務化するため、ほかの医療保険に入れなかった人達が加入する医療保険制度として再編されました。当初から加入者は無職者、低所得者であり、保険料だけで運営するのは不可能であったため、多くを国庫負担で賄うことを条件にスタートしたという歴史があります。もともと国保収入の70%あった国庫負担が年々低下し、平成29年度決算を見ると23.7%、県支出金と合わせても30%にも及びません。現在の国保加入者の多くは非正規雇用、パート、アルバイト、ワーキングプアの方達です。高すぎる保険料が貧困世帯をより貧困にしています。そんな中で換価状況を見ると、国保税に対する給与の換価件数は67件、換価金額は200万円を超えています。高すぎる保険税を払

いきることは不可能です。無い袖は振れません。だから滞納が起きるので  
す。高すぎる保険料を安くして、国に対して国庫負担率を以前の50%に  
戻すことを要請することを求めて、認定第2号「川棚町国民健康保険事業  
特別会計決算認定」に対して反対します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。

**1 1 番 小 田** 1 1 番、小田です。認定第2号「平成29年度川棚町国民健康  
保険事業特別会計決算認定」について賛成討論をします。

国民健康保険は安心して医療を受けるために必要な制度であり、医療費  
抑制につながる集団検診等の各種事業も積極的に行われ、町民の健康と健  
全な家庭生活を支える事業が行われた決算状況であるため、賛成をいたし  
ます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 賛成者の発言はありませんか。堀池議員。

**7 番 堀 池** 認定第2号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計  
決算認定」について賛成討論します。

国保制度は、国の制度を基本として運営されています。今、審議してい  
るのは、本町の各会計決算認定についてであり、制度の可否を審議してい  
るのではないと思います。

当決算でもわかるように、国保税の占める割合は全体の15.6%で、  
残りは国、県の支出金と交付金で運営されています。

町民の健康維持を推進すべく、あらゆる事業を展開され、予算に基づい  
て適切な執行がなされていると判断し、委員長報告のとおり認定すべきも  
のとの決定に賛成します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数です。したがって、認定第2号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:30)

**議 長** 次に、認定第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4番久保田** はい、久保田です。認定第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして、負担増と差別を強いる医療制度です。保険料は年金月額1万5,000円以上の高齢者からは、有無を言わず年金から引き落とす特別徴収と、年金引き落としができない年金月額1万5,000円未満の高齢者からの普通徴収があります。本町の平成29年度の被保険者数は2,291人で、そのうち1,609人が特別徴収、682人が普通徴収です。普通徴収の中には滞納せざるを得ない状況の高齢者もあります。100万円を超える収入未済額を見れば、厳しさが見えています。ほとんどの高齢者の暮らしの糧である年金は減額、消費税増税、医療介護の負担増など、高齢者の暮らしは厳しさを増しています。本来、国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が高齢者を苦しめています。高齢者を取り巻く今の状況を考えると、健康で長生きすることを応援するような後期高齢者医療保険の制度設計こそ必要であると考えます。過去の国の政

策の犠牲となられた方々が、また国の政策によって苦しめられています。  
高齢者に大きな負担をもたらしているので賛成できません。

よって、認定第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に反対します。

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

**7 番 堀 池** 認定第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について賛成討論を行います。

まず、制度に不満があれば国に対し意見書を提出すべきと思います。

この制度は超高齢化が進む中、若い人からも負担をしていただき、75歳以上の高齢者の方々が安心して医療を受けられるように導入された制度であります。医療費の5割は国と県・市町で負担し、4割は若い現役世代が担い、残る1割を高齢者にご負担いただくという、国民全体で支え合う仕組みが、後期高齢者医療制度であります。

本町もこの方針に基づいて事務が行われており、予算に基づいて適切な執行がなされていると判断し、委員長報告のとおり認定すべきものとの決定に賛成します。

**議** 長 次に、反対者の討論はありませんか。

(発言なし)

**議** 長 賛成者はございませんか。

(発言なし)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、採決を行います。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、認定第3号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 34)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番久保田** はい、久保田です。認定第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する反対討論を行います。

成果報告書のサービス別給付一覧表を見ると、介護予防サービス給付費が前年度と比較すると1,000万円以上減少しています。予防、健康づくり、本人の状態改善などの結果により減が生じたのなら歓迎すべきことですが、医療・介護総合法により要支援1、2の介護サービスの保険給付外しや、無資格者が行う基準緩和サービスへの置き換えなどによる利用者の犠牲によるものなら、見逃すわけにはいきません。

高齢者が安心して暮らすには介護保険が不可欠です。しかし、この頼みの綱は実情を無視した矛盾だらけです。とりわけ否定する声が多いのは高すぎる保険料です。少ない年金の中から払うのはかなりの無理があります。高い介護保険料負担を強いられている高齢者からすれば、要介護、要支援状態になっても介護保険は使えず、自費負担を迫られるという保険詐欺のような制度です。これまでのように介護保険給付で行ってきた生活支援サービスが受けられるようにすべきとして、認定第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に反対します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。

**11番小田** 11番、小田です。認定第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について賛成討論をします。

高齢化社会において介護保険事業は、高齢者の生活維持に必要不可欠で

あり、家族の介護負担も軽減できています。さらに、介護予防事業等にも積極的に取り組んだ決算状況であるので賛成をいたします。

**議** 長 次に、賛成者の発言はありますか。堀池議員。

**7 番 堀 池** 認定第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について賛成討論を行います。

超少子高齢化社会においては、後世の世代に負担をかけないためにも、この制度は必要不可欠だと思います。

当決算でもわかるように、介護保険料の占める割合は全体の20.2%で、残りは国、県の支出金と交付金で運営され、その中で多種にわたるサービス事業を積極的に取り組まれており、予算に基づいて適切な執行がなされていると判断し、委員長報告のとおり認定すべきものとの決定に賛成します。

**議** 長 次に反対者の発言はありますか。

(発言なし)

**議** 長 よろしいですね。賛成者の発言もよろしいですか。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 起立多数です。したがって、認定第4号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をい

たしました。

(10:39)

**議** 長 次に、認定第5号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 ありませんね。次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 いいですか。はい。討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、認定第5号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 はい。全員起立です。したがって、認定第5号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:40)

**議** 長 次に、認定第6号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 ありませんね。次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、認定第6号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:41)

議 長 次に、認定第7号「平成29年度川棚町水道事業会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 はい。次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号「平成29年度川棚町水道事業会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定をすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、認定第7号「平成29年度川棚町水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:43)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第9「産業建設文教委員会視察調査報告」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

**産業建設文教委員長** 産業建設文教委員会で行いました視察調査の結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、議長あてに報告書を提出しておりますので、報告書を読み上げて報告といたします。

平成30年10月10日。川棚町議会議長初手安幸様。産業建設文教委員会委員長小谷龍一郎。

委員会視察調査報告書。

本委員会は所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査結果を次のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査時期。平成30年6月26日。平成30年7月23日、24日。
2. 調査場所。長崎県東彼杵町、熊本県長洲町、熊本県天草市。
3. 出席者。委員全員、事務局書記。
4. 調査の目的。汚水処理の現状について。
5. 調査の概要。別紙のとおり。

調査の概要。長崎県東彼杵町。

(1) 期日。平成30年6月26日。

(2) 調査内容。

①公共下水道事業について。

平成10年より事業が開始され、平成26年に全体計画の見直しが行われ、平成34年完成を目指して現在進められている。

町中心部は公共下水道、西部地区及び音琴地区は農業、漁業集落排水施設が整備されている。

使用料については公共下水道、集落、漁集で同一料金となっている。

②工業団地における汚水処理について。

現在特殊な排水を必要とする企業はなく、各工場内で処理施設（合併処理浄化槽）を整備して、処理をしている。また、処理については大村湾の水質保全のために3次処理まで行い排水されている。

③合併処理浄化槽の設置費補助及び維持管理費補助について。

平成26年に行われた下水道事業の全体計画を見直す際に、住民アンケートや、整備手法等が検討され、整備区域外については合併処理浄化槽を推進していくよう方針が決められた（年間60～70基程度）。これに伴い、下水道事業との不公平感を補うため、合併処理浄化槽については設置費補助の上乗せと、維持管理費補助の制度が整備された。予算に関しては、設置費補助の上乗せとして年間約400万円、維持管理費については年間約1,500万円が見込まれている。

(3) 今後、参考とすべきもの。

集合処理区域の見直しに伴い、個別処理（合併処理浄化槽）に対しての設置費補助と維持管理費補助の制度が制定された。

熊本県長洲町。

(1) 期日。平成30年7月23日。

(2) 調査内容。

①公共下水道事業について。

昭和51年から事業に着手し、現在では整備区域の面整備に関してはほぼ完成している。

平成16年からは累積赤字（約20億円）の解消に向けた取り組みが行

われ、3度の料金改定、集合処理面積の見直し等を行い、平成27年度で累積赤字の解消がなされている。

公共下水道の普及についての取り組みとして、未接続世帯への戸別訪問を行い、下水道接続の説明等を行う「水洗化推進委員」を配置している。この成果もあり、現在の普及率は95.98%と高い水準になっている。

②集合処理区域外の汚水処理について。

平成15年から市町村設置型合併処理浄化槽による処理が進められており、この浄化槽に関しては町が管理している。受益者負担金として浄化槽の設置工事費の10分の1程度と、浄化槽から配管工事費を利用者が負担している。使用料については公共下水道と同一料金となっている。

(3) 今後、参考とすべきもの。

・水洗化率の向上のために配置されている「水洗化推進委員」については、本町でも採用を検討すべきものと感じられた。

・市町村設置型の合併処理浄化槽の整備については、公共下水道の利用者との使用料を平準化することができる。

続きまして、熊本県天草市。

(1) 期日。平成30年7月24日。

(2) 調査内容。

①集合処理について。

平成18年の2市8町合併により「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「漁業集落排水事業」、「農業集落排水事業」の4事業を12ヶ所の浄化センターで行っている。それぞれの浄化センターの管理は随意契約による民間委託である。

面整備については、現在の整備区域を広げる考えはなく、今後は合併処理浄化槽を推進していく。

②個別処理について。

合併前に設置されていた市町村設置型合併処理浄化槽については、現在でも引き続き市で管理しているが、平成38年度で個人に譲渡を行い、個人設置型に移行する予定である。使用料は公共下水道と同一料金である。

合併処理浄化槽設置補助については、集合処理区域外を対象に、国が定めている補助基準額に市独自で上乗せ補助を行っている。また、単独浄化槽か

らの転換の場合は、撤去費用の一部補助も行っている。

(3) 今後、参考とすべきもの。

集合処理区域外についての、浄化槽設置に係る上乘せ補助を行っている。

6. 調査結果のまとめ。

視察を行った3自治体において、公共下水道事業の経営については、今後老朽化した施設の更新のための費用不足や、人口減少による利用者の減少など厳しい現状であった。そのため、使用料の改定や、下水道の接続率を向上させるために「水洗化推進委員」を配置するなどの取り組みが行われていた。

集合処理区域外については、利用者負担の均等性を考慮した施策として、市町村設置型合併浄化槽の整備、浄化槽設置に係る補助の上乗せ、維持管理費の補助等が行われていた。

7. 委員会の意見。

①下水道整備区域外については、合併処理浄化槽の設置が推進されていく中で、合併処理浄化槽設置に係る補助の上乗せや維持管理費の補助等、居住区域による不公平感を出さないような施策を早急に検討するべきと考える。

②接続率の向上について、未接続世帯への戸別訪問等を検討し、今後も積極的に取り組まれるよう努められたい。

③本町の下水道工事の進捗状況については、当初の計画より大幅に遅れている。早期の完成を目指し、今後も工事の推進に努められたい。

④高齢者世帯への配慮については、丁寧な説明及び工事負担金の軽減等を考慮されたい。

以上で報告といたします。

**議 長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。福田議員。

**1 2 番 福 田** 1 ページ、東彼杵町の調査内容についてお聞きいたします。

①の中ほどに西部地区とありますが、音琴地区があるので東部じゃないかと思うんですが、西部地区がどこを指しているのかお聞きしたい。

②の冒頭に「排水を必要とする企業はなく」と。排水処理かなと思うんですが、何か特別な排水方法とかあるんでしょうか。

それと③、設置補助の400万、年間。年間60から70基程度とありますが、6、7万の上乗せとあっていいのか。また、1、500万の維持

費、これは何基相当の費用と考えていいのかお聞きします。

議 長 産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 はい。ただいまありました質問にお答えいたします。

まず①の西部地区のことですけれども、彼杵方面の方のたぶん言い回しと思うんですけども、資料の方にも西部地区は千綿方面のことですね。あっち方面のことを西部地区と言われているようで、報告書の方にもそのように記載しております。

②の排水についてですけれども、今ご指摘があったとおり、排水処理に関してのことを指しておりますので、同じ意味だと解釈していただきたいと思います。

③の金額と数につきましては、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんのでお答えできませんというのが回答になります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。三岳議員。

3 番 三 岳 三岳です。長洲町ですね、これは2ページですね、ここですね、累積赤字を解消したということで記載してあるんですが、もともとが企業会計で、一般会計からの繰出しとか、そういったものはなかったんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議 長 産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 会計的には同じような形で、一般会計からの繰出しというものが行われております。以上です。

議 長 よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:56)

議 長 次に、日程第10「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」はお手元に配布をしました別紙のとおり、派遣することに決定をいたしました。

(10:57)

**議** 長 なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(10:57)

**議** 長 ここで、お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件につきましては、議決の結果生じました条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

**議** 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成30年9月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(10:58)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 堀池浩

会議録署名議員 波戸勇則